

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新					旧				
別表					別表				
株式等振替制度に係る手数料表					株式等振替制度に係る手数料表				
1. 機構加入者に対する手数料					1. 機構加入者に対する手数料				
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	当月の振替件数 (ただし、次の、及びに該当するものを除く。)	1件につき <u>150</u> 円	振替手数料	振替株式	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	当月の振替件数 (ただし、次の、及びに該当するものを除く。)	1件につき <u>160</u> 円
			～ (略)	(略)				～ (略)	(略)
			(2) 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>15</u> 円				(2) 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>16</u> 円
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係	当月の振替件数 (ただし、	1件につき <u>75</u> 円			(3) 日本証券クリアリングの決済に係	当月の振替件数 (ただし、	1件につき <u>80</u> 円

新					旧				
		る振替 (略)	次の及 びに該 当するも のを除 く。 ・ (略)	(略)			る振替 (略)	次の及 びに該 当するも のを除 く。 ・ (略)	(略)
	振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権	(1) 一般振替(次 の(2)及び (3)の振替以 外の振替を いう。)の場 合 a ~ c (略)	1件につき <u>150</u> 円		振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権	(1) 一般振替(次 の(2)及び (3)の振替以 外の振替を いう。)の場 合 a ~ c (略)	1件につき <u>160</u> 円		
		(2) 区分口座間 振替等(次の aからcの 振替をい う。)の場 合 a ~ c (略)	1件につき <u>15</u> 円			(2) 区分口座間 振替等(次の aからcの 振替をい う。)の場 合 a ~ c (略)	1件につき <u>16</u> 円		
		(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替 (略)	1件につき <u>75</u> 円			(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替 (略)	1件につき <u>80</u> 円		
	振替投資 口 振替優先	(1) 一般振替(次 の(2)及び (3)の振替以	1件につき <u>150</u> 円		振替投資 口 振替優先	(1) 一般振替(次 の(2)及び (3)の振替以	1件につき <u>160</u> 円		

新				旧			
出資 振替投資 信託受益 権	外の振替を いう。)の場 合	a ~ c (略)		出資 振替投資 信託受益 権	外の振替を いう。)の場 合	a ~ c (略)	
	(2) 区分口座間 振替等(次の a から c の 振替をい う。)の場合		1 件につき 15 円		(2) 区分口座間 振替等(次の a から c の 振替をい う。)の場合		1 件につき 16 円
	a ~ c (略)				a ~ c (略)		
	(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替		1 件につき 75 円		(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替		1 件につき 80 円
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
(注) 1 . ~ 15 . (略)				(注) 1 . ~ 15 . (略)			
2 . . 3 . (略)				2 . . 3 . (略)			

2 附 則

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

以 上